

高山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例の概要について

1. 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

地域密着型サービスを適切に運用するため、国の参酌基準等（現行と同じ）と同じ内容とする。ただし、「記録の整備」「運営規程」「掲示（重要事項の周知）」「設備の基準」の一部については、国の参酌基準によらないものとする。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護関係 （下線部分は国の参酌基準によらない箇所）

基本方針等 (第4条・第5条)	サービス提供の目的、サービスの内容について規定
人員に関する基準 (第6条・第7条)	事業所ごとにおくべき管理者及び従業者の職種・員数について規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーター：提供時間を通じて1以上</li> <li>・訪問介護員等： 定期巡回サービス 必要な数  <span style="padding-left: 20px;">随時訪問サービス 提供時間を通じて1以上</span></li> <li>・看護職員：2.5以上</li> <li>・計画作成責任者の配置 ほか</li> </ul>
設備に関する基準 (第8条)	設備及び備品等について規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等を備えること</li> <li>・随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等を備えること ほか</li> </ul>
運営に関する基準 (第9条―第42条)	<p>緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医への連絡等を講じる等</li> </ul> <p>運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的、運営方針、営業日、<u>苦情処理のために講ずる措置の概要</u> など重要事項に関する規程を定める</li> </ul> <p>衛生管理等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、設備・備品等について衛生的な管理に努める</li> </ul> <p>掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の見やすい場所に重要事項を掲示するほか、ホームページ等に<u>掲載する等、周知に努める</u></li> </ul> <p>苦情処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情窓口の設置等必要な措置を講じる等</li> </ul> <p>地域との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護・医療連携推進会議を設置し会議録を公表する等</li> </ul> <p>記録の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供したサービスの内容、苦情の内容等の記録を整備し<u>5年間</u>保存する</li> </ul> <p>ほか事業所の運営に関する事項について規定</p>
連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例 (第43条―第44条)	連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する適用除外事項について規定

(2) 夜間対応型訪問介護関係

<p>基本方針等 (第45条・第46条)</p>	<p>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同じ</p>
<p>人員に関する基準 (第47条・第48条)</p>	<p>事業所ごとにおくべき管理者及び従業者の職種・員数について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーター：1以上及び利用者の面接等を行う者として必要な数以上</li> <li>・訪問介護員等：定期巡回サービス 必要な数 随時訪問サービス 提供時間を通じて1以上 ほか</li> </ul>
<p>設備に関する基準 (第49条)</p>	<p>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同じ</p>
<p>運営に関する基準 (第50条―第59条)</p>	<p>緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医への連絡等を講じる</li> </ul> <p>運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的、運営方針、営業日、<u>苦情処理のために講ずる措置の概要</u> など重要事項に関する規程を定める</li> </ul> <p>衛生管理等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、設備・備品等について衛生的な管理に努める</li> </ul> <p>掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の見やすい場所に重要事項を掲示するほか、<u>ホームページ等に掲載する等、周知に努める</u></li> </ul> <p>苦情処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情窓口の設置等必要な措置を講じる等</li> </ul> <p>地域との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市との連携に努める</li> </ul> <p>記録の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供したサービスの内容、苦情の内容等の記録を整備し<u>5年間</u>保存する</li> </ul> <p>ほか事業所の運営に関する事項について規定</p>

(3) 認知症対応型通所介護関係

基本方針 (第60条)	(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同じ				
<p>人員及び設備に関する基準</p> <table border="1" data-bbox="311 302 555 824"> <tr> <td data-bbox="317 302 549 678"> <p>単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 (第61条―第63条)</p> </td> <td data-bbox="561 302 1447 678"> <p>事業所ごとにおくべき管理者及び従業者の職種・員数について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活相談員：1以上配置</li> <li>・看護職員又は介護職員：2以上配置</li> </ul> <p>利用定員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日12人以下</li> </ul> <p>設備及び備品等について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備等を備えること</li> <li>・食堂及び機能訓練室の合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じた面積以上（同一の場所可）ほか</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="317 678 549 824"> <p>共用型指定認知症対応型通所介護 (第64条―第66条)</p> </td> <td data-bbox="561 678 1447 824"> <p>従業者の員数及び利用定員等、管理者に関する規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員は、1日当たり3人以下とする</li> <li>・管理者は定められた研修を修了していなければならないほか</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 (第61条―第63条)</p>	<p>事業所ごとにおくべき管理者及び従業者の職種・員数について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活相談員：1以上配置</li> <li>・看護職員又は介護職員：2以上配置</li> </ul> <p>利用定員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日12人以下</li> </ul> <p>設備及び備品等について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備等を備えること</li> <li>・食堂及び機能訓練室の合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じた面積以上（同一の場所可）ほか</li> </ul>	<p>共用型指定認知症対応型通所介護 (第64条―第66条)</p>	<p>従業者の員数及び利用定員等、管理者に関する規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員は、1日当たり3人以下とする</li> <li>・管理者は定められた研修を修了していなければならないほか</li> </ul>	
<p>単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護 (第61条―第63条)</p>	<p>事業所ごとにおくべき管理者及び従業者の職種・員数について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活相談員：1以上配置</li> <li>・看護職員又は介護職員：2以上配置</li> </ul> <p>利用定員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日12人以下</li> </ul> <p>設備及び備品等について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備等を備えること</li> <li>・食堂及び機能訓練室の合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じた面積以上（同一の場所可）ほか</li> </ul>				
<p>共用型指定認知症対応型通所介護 (第64条―第66条)</p>	<p>従業者の員数及び利用定員等、管理者に関する規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員は、1日当たり3人以下とする</li> <li>・管理者は定められた研修を修了していなければならないほか</li> </ul>				
<p>運営に関する基準 (第67条―第80条)</p>	<p>非常災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、従業者に周知するとともに必要な訓練を行うこと</li> </ul> <p>運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的、運営方針、営業日、非常災害対策、<u>苦情処理のために講ずる措置の概要</u> など重要事項に関する規程を定める</li> </ul> <p>衛生管理等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が使用する施設、設備等について衛生的な管理に努める等</li> </ul> <p>掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の見やすい場所に重要事項を掲示するほか、<u>ホームページ等に掲載する等、周知に努める</u></li> </ul> <p>苦情処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情窓口の設置等必要な措置を講じる等</li> </ul> <p>地域との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民等との連携及び協力等を図る等</li> </ul> <p>記録の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供したサービスの内容、苦情の内容等の記録を整備し<u>5年間</u>保存する</li> </ul> <p>ほか事業所の運営に関する事項について規定</p>				

(4) 小規模多機能型居宅介護関係

<p>基本方針等 (第81条)</p>	<p>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同じ</p>
<p>人員に関する基準 (第82条-第84条)</p>	<p>事業所ごとにおくべき管理者・代表者及び従業者の職種・員数について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護従業者（1以上は看護師又は准看護師） <ul style="list-style-type: none"> <li>夜間及び深夜以外 通いサービス：利用者数3に対し1以上</li> <li>訪問サービス：1以上</li> <li>夜間及び深夜 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上及び宿直勤務に必要な数以上</li> </ul> </li> <li>・介護支援専門員を専従で配置 ほか</li> </ul>
<p>設備に関する基準 (第85条・第86条)</p>	<p>登録定員、利用定員及び設備等について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録定員 25人以下</li> <li>・利用定員 <ul style="list-style-type: none"> <li>通いサービス 登録定員の1/2から15人まで</li> <li>宿泊サービス 通いサービスの利用定員の1/3から9人まで</li> </ul> </li> <li>・一の居室の床面積は7.43㎡以上 ほか</li> </ul>
<p>運営に関する基準 (第87条-第108条)</p>	<p>非常災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、従業者に周知するとともに必要な訓練を行うこと等</li> </ul> <p>運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的、運営方針、営業日、非常災害対策、<u>身体拘束を行う際の手続、苦情処理のために講ずる措置の概要</u> など重要事項に関する規程を定める</li> </ul> <p>衛生管理等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が使用する施設、設備・備品等について衛生的な管理に努める等</li> </ul> <p>掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の見やすい場所に重要事項を掲示するほか、<u>ホームページ等に掲載する等、周知に努める</u></li> </ul> <p>苦情処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情窓口の設置等必要な措置を講じる等</li> </ul> <p>地域との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営推進会議の設置、地域住民との交流を図ること等</li> </ul> <p>記録の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供したサービスの内容、苦情の内容等の記録を整備し<u>5年間</u>保存する</li> </ul> <p>ほか事業所の運営に関する事項について規定</p>

(5) 認知症対応型共同生活介護関係

<p>基本方針 (第109条)</p>	<p>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同じ</p>
<p>人員に関する基準 (第110条-第112条)</p>	<p>事業所ごとにおくべき管理者・代表者及び従業者の職種・員数について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護従業者（共同生活住居ごとに配置）：利用者数3に対し1以上 *夜間及び深夜の時間帯は1以上</li> <li>・計画作成担当者：共同生活住居ごとに専従で配置</li> <li>・管理者：共同生活住居ごとに常勤かつ専従で配置すること</li> <li>・代表者：必要な経験、研修等に関すること ほか</li> </ul>
<p>設備に関する基準 (第113条)</p>	<p>利用定員及び設備等について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居定員は5人以上9人以下</li> <li>・一の居室の床面積は7.43㎡以上 ほか</li> </ul>
<p>運営に関する基準 (第114条-第128条)</p>	<p>入退居</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスは要介護者であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする等</li> </ul> <p>運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的、運営方針、非常災害対策、<u>身体拘束を行う際の手続、苦情処理のために講ずる措置の概要</u> など重要事項に関する規程を定める</li> </ul> <p>非常災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、従業者に周知するとともに必要な訓練を行うこと等</li> </ul> <p>掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の見やすい場所に重要事項を掲示するほか、<u>ホームページ等に掲載する等、周知に努める</u></li> </ul> <p>苦情処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情窓口の設置等必要な措置を講じること等</li> </ul> <p>地域との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営推進会議の設置、地域住民との交流を図ること等</li> </ul> <p>記録の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供したサービスの内容、苦情の内容等の記録を整備し<u>5年間</u>保存する</li> </ul> <p>ほか事業所の運営に関する事項について規定</p>

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護関係

<p>基本方針 (第129条)</p>	<p>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同じ</p>
<p>人員に関する基準 (第130条・第131条)</p>	<p>事業所ごとにおくべき管理者及び従業者の職種・員数について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活相談員：1以上（うち1人以上は常勤）</li> <li>・看護職員又は介護職員：利用者数3に対し1以上（うち看護職員は常勤1以上）</li> <li>・機能訓練指導員：1以上</li> <li>・計画作成担当者：1以上</li> <li>・管理者：事業所ごとに常勤かつ専従で配置すること ほか</li> </ul>
<p>設備に関する基準 (第132条)</p>	<p>居室の定員及び設備等について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室の定員 1人（必要と認められる場合は2人）</li> <li>・介護居室、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有すること ほか</li> </ul>
<p>運営に関する基準 (第133条-第149条)</p>	<p>提供の開始等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正当な理由なく、入居者に対するサービスの提供を拒んではならない等</li> </ul> <p>運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的、運営方針、非常災害対策、<u>身体拘束を行う際の手続、苦情処理のために講ずる措置の概要</u> など重要事項に関する規程を定める</li> </ul> <p>非常災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、従業者に周知するとともに必要な訓練を行うこと</li> </ul> <p>掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の見やすい場所に重要事項を掲示するほか、<u>ホームページ等に掲載する等、周知に努める</u></li> </ul> <p>苦情処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情窓口の設置等必要な措置を講じること等</li> </ul> <p>地域との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営推進会議の設置、地域住民との交流を図ること等</li> </ul> <p>記録の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供したサービスの内容、苦情の内容等の記録を整備し<u>5年間</u>保存する</li> </ul> <p>ほか事業所の運営に関する事項について規定</p>

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護関係

基本方針 (第150条)	(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同じ
人員に関する基準 (第151条)	事業所ごとにおくべき従業者の職種・員数について規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師：必要数・生活相談員：常勤で1以上</li> <li>・看護職員又は介護職員：利用者数3に対し1以上（うち看護職員は常勤1以上）</li> <li>・栄養士：1以上</li> <li>・機能訓練指導員：1以上</li> <li>・介護支援専門員：常勤専従で1以上 ほか</li> </ul>
設備に関する基準 (第152条)	設備及び備品等について規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1の居室の定員は、1人とするが、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められえる場合は、<u>4人</u>とすることができる</li> <li>・入所者の1人当たりの床面積は、10.65㎡以上 ほか</li> </ul>
運営に関する基準 (第153条-第177条)	退所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスは身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し提供するものとする等</li> </ul> 運営規程 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的、運営方針、非常災害対策、身体拘束を行う際の手続、<u>苦情処理のために講ずる措置の概要</u> など重要事項に関する規程を定める</li> </ul> 非常災害対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、従業者に周知するとともに必要な訓練を行うこと</li> </ul> 掲示 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の見やすい場所に重要事項を掲示するほか、ホームページ等に<u>掲載する等、周知に努める</u></li> </ul> 苦情処理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情窓口の設置等必要な措置を講ずること等</li> </ul> 地域との連携等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営推進会議の設置、地域住民との交流を図ること等</li> </ul> 記録の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供したサービスの内容、苦情の内容等の記録を整備し<u>5年間</u>保存する</li> </ul> ほか事業所の運営に関する事項について規定

(8) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基本方針並びに設備及び運営に関する基準関係

この説の趣旨及び基本方針 (第178条・第179条)	(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同じ
設備に関する基準 (第180条)	設備及び備品等について規定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1の居室の定員は、1人とするが、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められえる場合は、<u>2人</u>とすることができる</li> <li>・入所者の1人当たりの床面積は、10.65㎡以上 ほか</li> </ul>
運営に関する基準 (第181条-第189条)	(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と同じ

(9) 複合型サービス関係

基本方針 (第190条)	(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同じ
人員に関する基準 (第191条-第193条)	事業所ごとにおくべき管理者・代表者及び従業者の職種・員数について規定 ・介護従業者(看護職員は2.5以上) 夜間及び深夜以外 通いサービス 利用者数3に対し1以上 訪問サービス 2以上 夜間及び深夜 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上及び宿直勤務に必要な数以上 ・介護支援専門員 専従で配置 ほか
設備に関する基準 (第194条・第195条)	(4) 小規模多機能型居宅介護と同じ
運営に関する基準 (第196条-第202条)	(4) 小規模多機能型居宅介護と同じ